

岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市京町3丁目19番地
- (3) 供給建物 岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場
- (4) 業種及び用途 学校給食共同調理場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間
令和4年3月の検針日から令和5年3月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日程 01 午前0:00
- (5) 需給地点及び責任分界点
岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
（※ 基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、パーセントとし、小数点以下を四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 電気料金の請求及び支払い
 - ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市教育委員会事務局学校給食課へ送付すること。
WEB での対応は不可とする。

ウ 支払いは納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。ただし、岐阜市が導入する「公共料金等口座振替システム」による自動引き落としに対応できる場合は別途、発注者と受注者による協議のうえ定める。

(3) 現在の供給業者

緑屋電気株式会社

(4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)	
		その他季	夏季
令和4年	3月	13,000	
令和4年	4月	11,000	
令和4年	5月	15,000	
令和4年	6月	19,000	
令和4年	7月		18,000
令和4年	8月		8,000
令和4年	9月		20,000
令和4年	10月	16,000	
令和4年	11月	13,000	
令和4年	12月	17,000	
令和5年	1月	18,000	
令和5年	2月	18,000	
合計		186,000	

※ 予定契約電力は、201kW とする。（実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ 使用電力はいずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間としている。